

模擬裁判

- SCENE 1

第2回口頭弁論期日 ー技術説明会等ー

- 第2回口頭弁論期日後の手續

- SCENE 2

第3回口頭弁論期日 ー判決言渡ー

SCENE 1

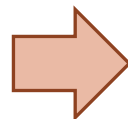
第2回口頭弁論期日

2021年9月20日

—技術説明会等—

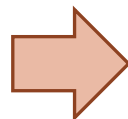
○ 本期日で行われる手続

弁論準備手続の結果陳述



争点整理の内容を弁論手続へ提示

技術説明会



当事者双方の主張を要約し、口頭で説明する最終プレゼンテーション

専門委員の関与



争点に関する専門技術的事項の説明

争点整理の内容確認(1)

- 本件スタイラスの製造・販売についての間接侵害の成否

- I. 専用品型間接侵害(特許法101条1号)の成否
- II. 非専用品型間接侵害(同条2号)の成否

本件スタイラス

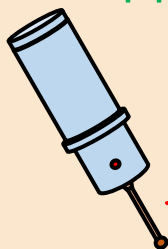


- 本件位置検出器【α形態】の製造・販売についての間接侵害の成否

非専用品型間接侵害(同条2号)の成否

- 差止めの必要性

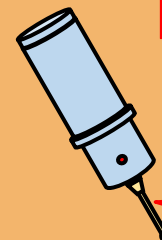
本件位置検出器
【α形態】



技術的範囲
に属さない

標準のスタイラス

本件位置検出器
【β形態】



技術的範囲
に属する

本件スタイラス

争点整理の内容確認(2)

原告の主張⇒本件スタイラスの製造及び販売＝間接侵害

Donkey

特許法101条1号・
同2号の間接侵害

本件スタイラス

製造

販売

User

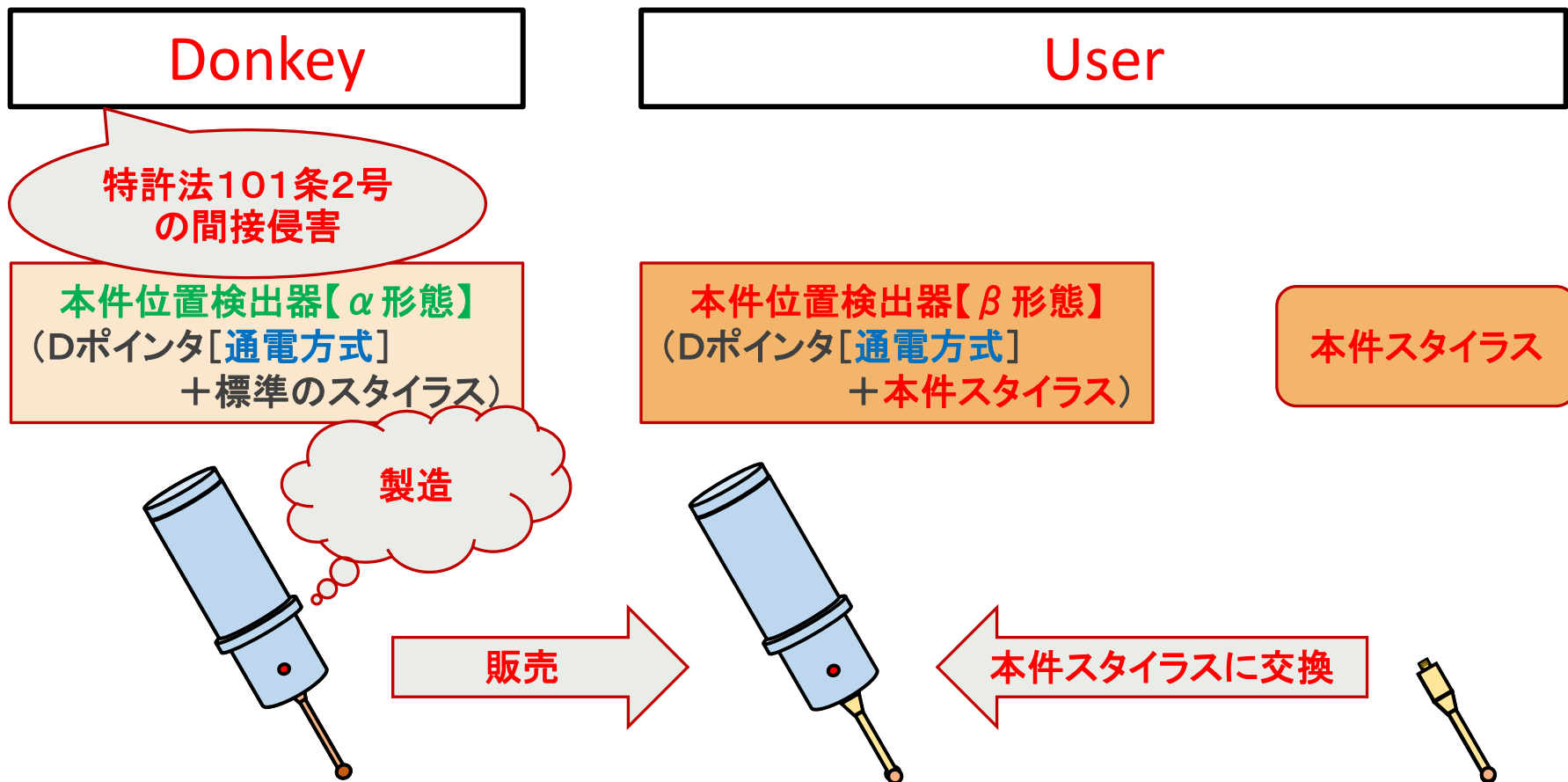
本件位置検出器【 α 形態】
(Dポインタ[通電方式]
+標準のスタイラス)

本件位置検出器【 β 形態】
(Dポインタ[通電方式]
+本件スタイラス)

本件スタイラスに交換

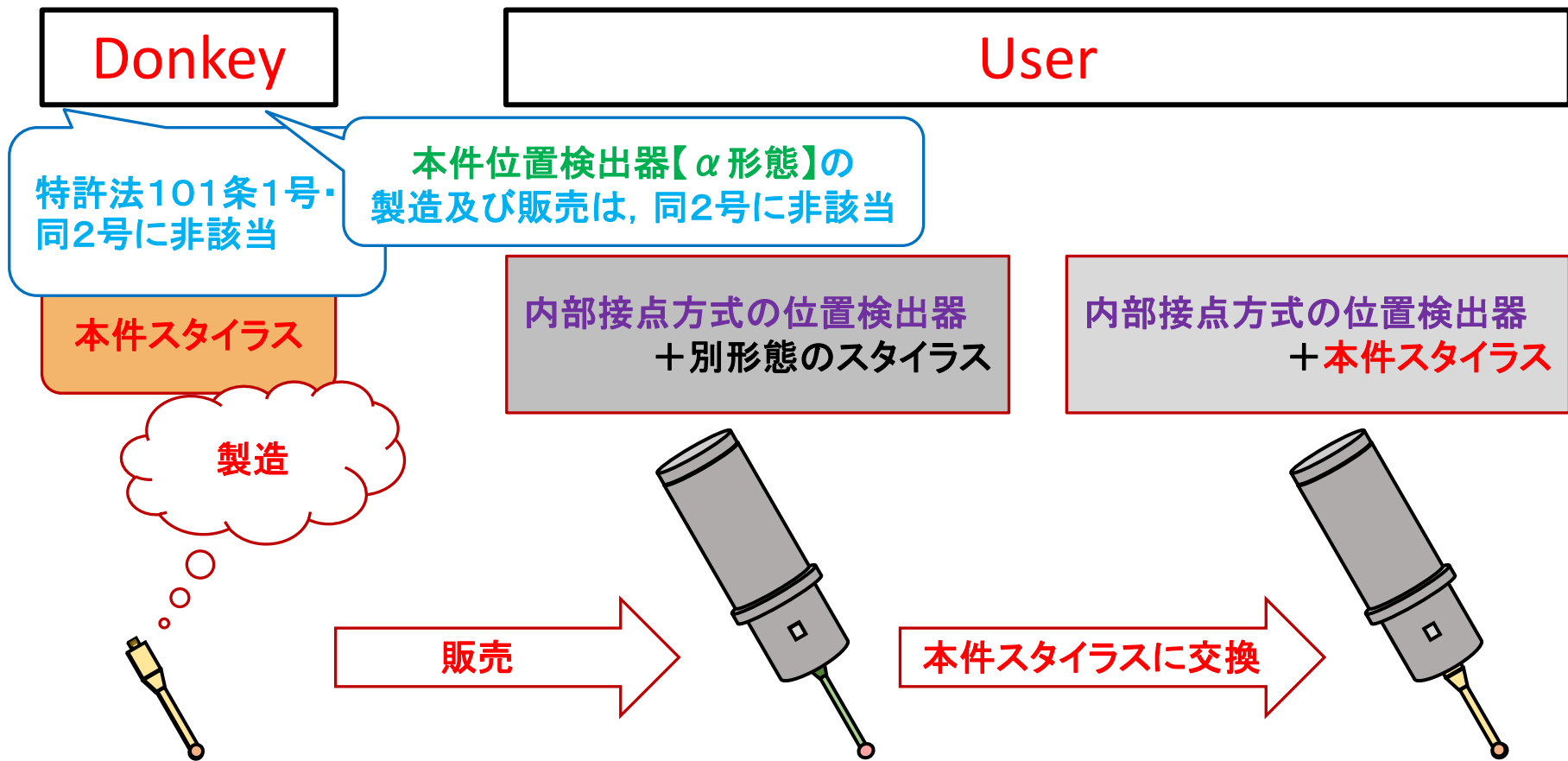
争点整理の内容確認(3)

原告の主張⇒本件位置検出器【 α 形態】の製造及び販売＝間接侵害



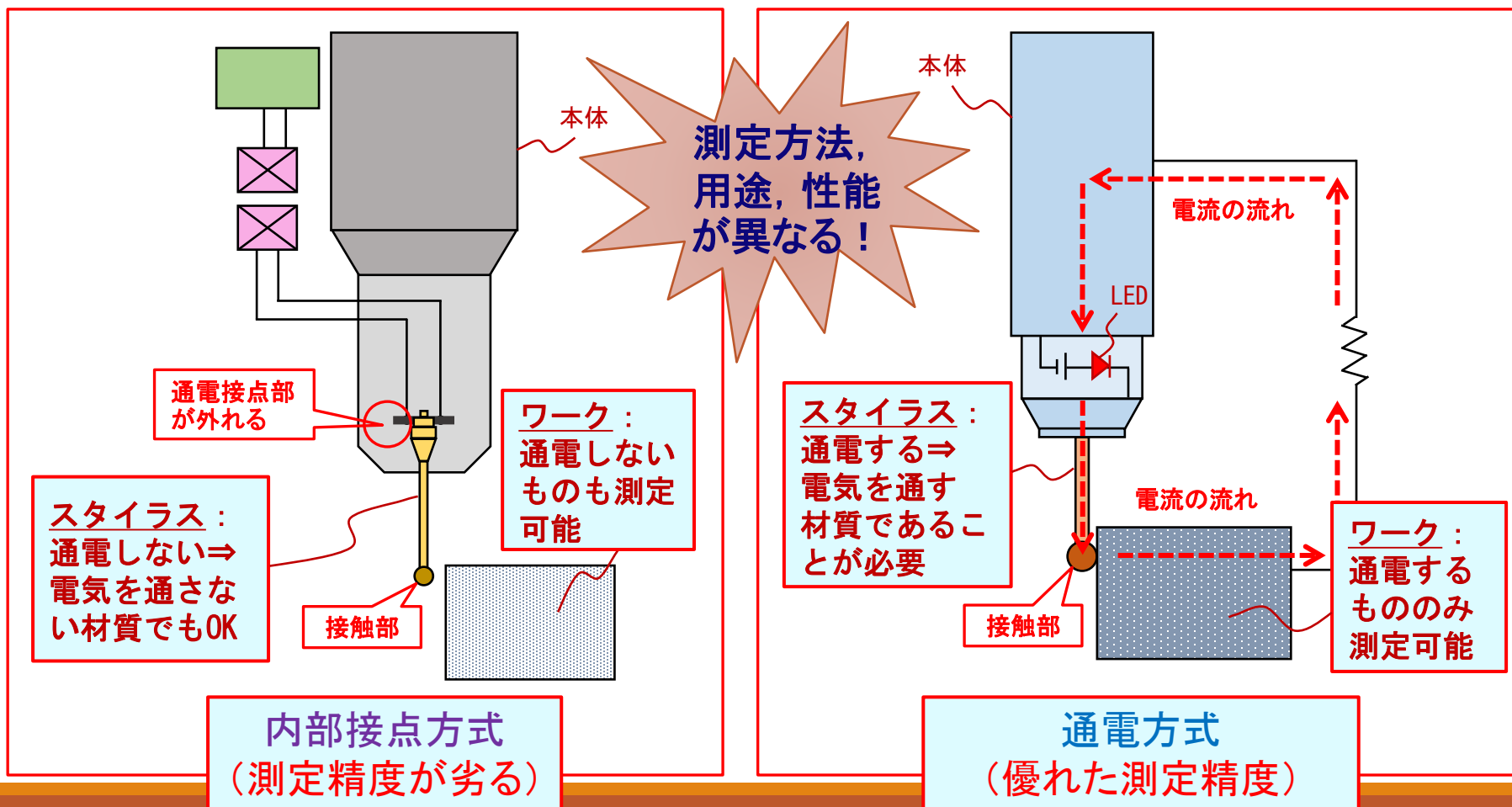
争点整理の内容確認(4)

被告の反論⇒本件スタイラス, 本件位置検出器【 α 形態】=間接侵害なし



1. スタイラスについての間接侵害の成否

原告の主張①: 特許法101条1号関係(i)



1. スタイラスについての間接侵害の成否

原告の主張①: 特許法101条1号関係(ii)

□ 本件発明と測定方式

本件発明は、**通電方式を選択**する場合、スタイラスが通電により磁気を帯びてしまい測定誤差が生じる等の問題を解決するため、**接触部を非磁性材の超硬合金とする構成**を採用

□ 経済的、商業的及び実用的な用途

内部接点方式を採用する場合、スタイラスが**通電により磁気を帯びるとの問題**は生じないから、事業者はわざわざ**高価な非磁性材の超硬合金の接触部を有する本件スタイラスを内部接点方式に用いようとはしない**(硬い材質の接触部は世の中に溢れている。ユーザは、内部接点方式には、安価な材質の接触部を有するスタイラスを用いようとする)

内部接点方式の位置検出器に用いることは、**本件スタイラスの経済的、商業的及び実用的な用途ではない**

□ 結論

本件スタイラスの製造・販売は、専用品型間接侵害に該当する

1. スタイラスについての間接侵害の成否

原告の主張②: 特許法101条2号関係(i)

□「課題の解決に不可欠なもの」

本件発明の課題: 通電方式を採用した場合に, スタイラスが磁気を帯びることで生じる測定誤差や, スタイラスが被加工物との当接離隔を繰り返して摩耗・変形することにより生じる測定誤差を防止すること(本件明細書【0006】～【0009】)

本件発明は, かかる課題の解決手段として, 構成要件Bの「タングステンカーバイドと, ニッケルの結合材とを含有する非磁性材」を採用

構成要件Bを充足する非磁性材Aを備えた本件スタイラスは, 「課題の解決に不可欠なもの」に該当

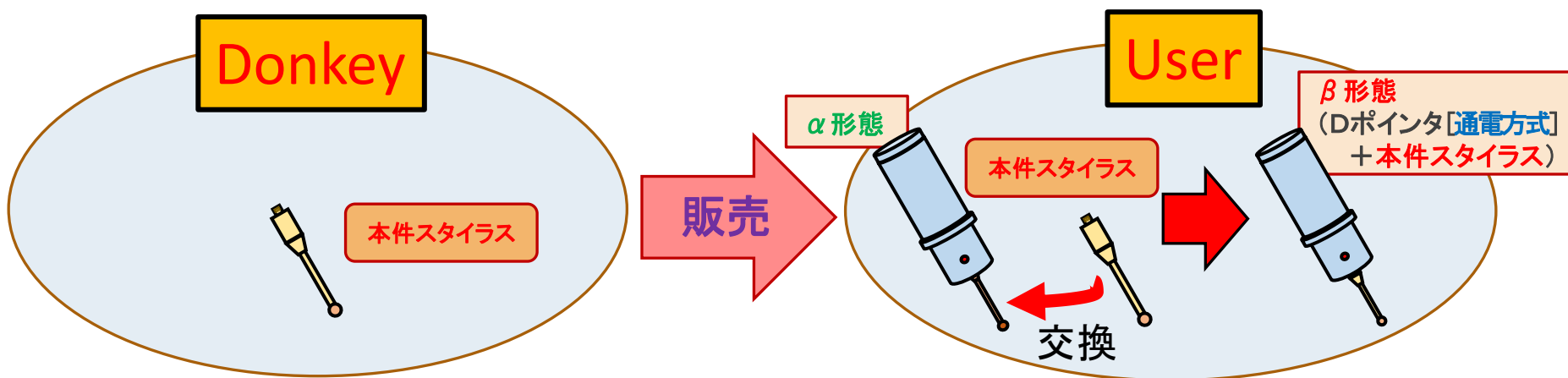
1. スタイラスについての間接侵害の成否

原告の主張②: 特許法101条2号関係(ii)

■ 被告の主観的態様

本件スタイラスは、本件位置検出器に用いられるものであり、本件スタイラスを購入するユーザは、本件スタイラスを本件位置検出器に取り付けて使用する

被告は、かかるユーザの利用態様を認識し、本件スタイラスが「発明の実施に用いられること」を知りながら、本件スタイラスを製造・販売している



1. スタイラスについての間接侵害の成否

原告の主張②: 特許法101条2号関係(iii)

■「日本国内において広く一般に流通しているもの」

本件スタイラスは、「ねじ」や「針」などの規格品、普及品ではない

被告の製造するスタイラスは、被告の製造する位置検出器にのみ取り付け可能な「特注品」である

■結論

本件スタイラスの製造・販売は、非専用品型間接侵害に該当する

2. 位置検出器についての間接侵害の成否 原告の主張

■「課題の解決に不可欠なもの」

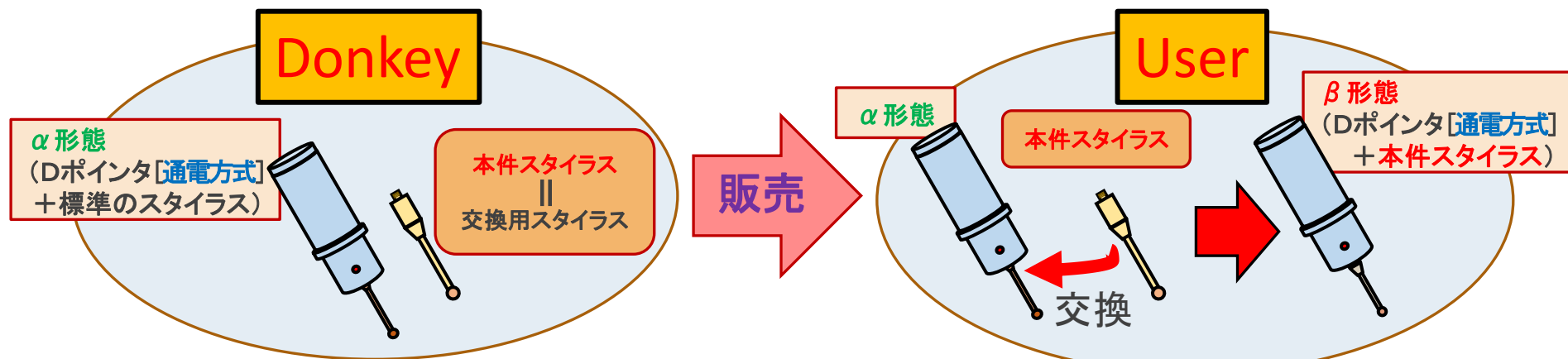
本件発明の課題を解決するためには、位置検出器の測定方式として通電方式を採用すること及びスタイラスを非磁性材で形成することの**双方が必須**

β 形態の本件位置検出器においては、通電式の部分を担っている本件位置検出器自体も、本件発明による「**課題の解決に不可欠なもの**」に該当する

2. 位置検出器についての間接侵害の成否 原告の主張

■ 被告の主観的態様

本件スタイラスは、本件位置検出器の「交換用スタイラス」として、被告により販売されている。被告が、本件位置検出器がβ態様の生産に用いられること、すなわち「その発明の実施に用いられること」を知りながら、本件位置検出器を製造・販売していることは明らか



■ 結論

本件位置検出器の製造・販売は、非専用品型間接侵害に該当する

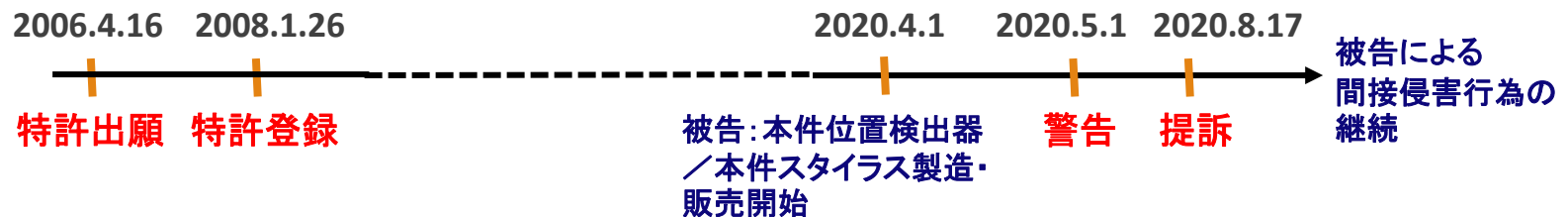
3. 差止めの必要性について

原告の主張

■ 差止めの必要性

被告は、本件特許登録のはるか後に、本件位置検出器と本件スタイラスを同時に販売開始しており、しかも、原告による警告、提訴を受けた今日においても、間接侵害行為を継続

本件特許権の侵害行為の停止，予防のためには，その製造，販売の差止めが必要



1. スタイラスについての間接侵害の成否

被告の主張①: 特許法101条1号関係(i)

- ✓ 本件スタイラスは、被告が製造する内部接点方式の位置検出器との適合性がある

Donkey

User

内部接点方式の位置検出器に取り付けて使用可能!!!

本件スタイラス

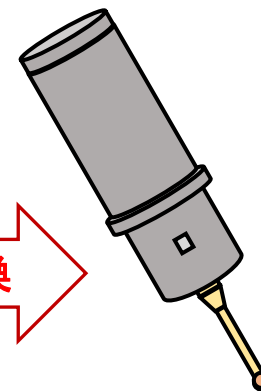
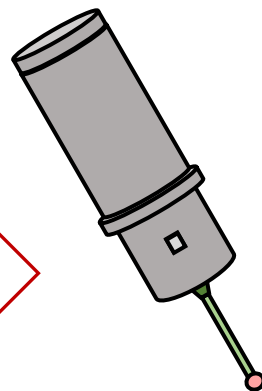
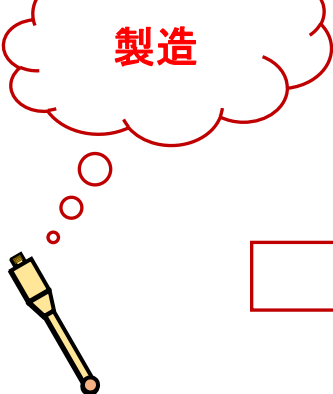
内部接点方式の位置検出器
+ 別形態のスタイラス

内部接点方式の位置検出器
+ 本件スタイラス

製造

販売

本件スタイラスに交換



1. スタイラスについての間接侵害の成否

被告の主張①: 特許法101条1号関係

- ✓ 本件スタイラスの素材としての超硬合金は、耐摩耗性、耐食性に優れており、内部接点方式の位置検出器においても、被加工物の硬度が高い場合など、被加工物との接触を繰り返すことで摩耗や変形による測定誤差が生じることを防止するというメリットがあり、内部接点方式において超硬合金からなるスタイラスを使用する必要性がある
- ✓ 内部接点方式のスタイラスとして用いるという経済的、商業的又は実用的な用途が存在する
- ✓ 本件スタイラスは β 形態の本件位置検出器の「生産にのみ用いる物」(特許法101条1号)に該当しない

1. スタイラスについての間接侵害の成否 被告の主張②:特許法101条2号関係(i)

- 「日本国内において広く一般に流通しているもの」
- ✓ 本件スタイラスは「日本国内において広く一般に流通している」(特許法101条2号括弧書き)規格品, 普及品である



【理由】

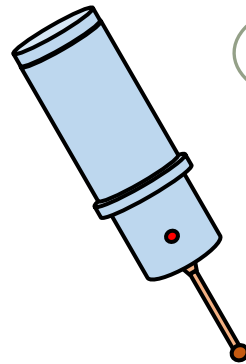
- ✓ スタイラスは, 対象物に当接させる先端部を有する部材をいい, 物の位置の検出の分野において, 従来から位置検出器に取り付けられて広く用いられてきている
- ✓ 本件スタイラスも, 他のスタイラスと同様に位置検出器に取り付けられて位置検出を行うために対象物に当接させる機能を有する製品であり, 従来のものと何ら異なる点はない

1. スタイラスについての間接侵害の成否

被告の主張②: 特許法101条2号関係(ii)

- ✓ 被告は、本件スタイラスが「その発明の実施に用いられること」を知りながら本件スタイラスを製造及び販売していない
- ✓ 被告は、本件位置検出器を販売する際に、標準装備として磁性体であるSUS製のスタイラス(標準仕様のスタイラス)を取り付けて販売している

本件位置検出器【 α 形態】
(Dポイント[通電方式]
+標準のスタイラス)



本件位置検出器に
本件スタイラスを
取り付けて
販売していない!!!

1. スタイラスについての間接侵害の成否

被告の主張②: 特許法101条2号関係(iii)

- ✓ 被告は、本件スタイラスが本件位置検出器に取り付けられて使用される例が何例あるか、あるいは、どの程度の割合で使用されているかについて、正確に把握していない
- ✓ 被告は、本件スタイラスが本件発明の実施に用いられることを「**知りながら**」本件スタイラスを製造販売していない

2. 位置検出器についての間接侵害の成否 被告の主張

■ 「課題の解決に不可欠なもの」

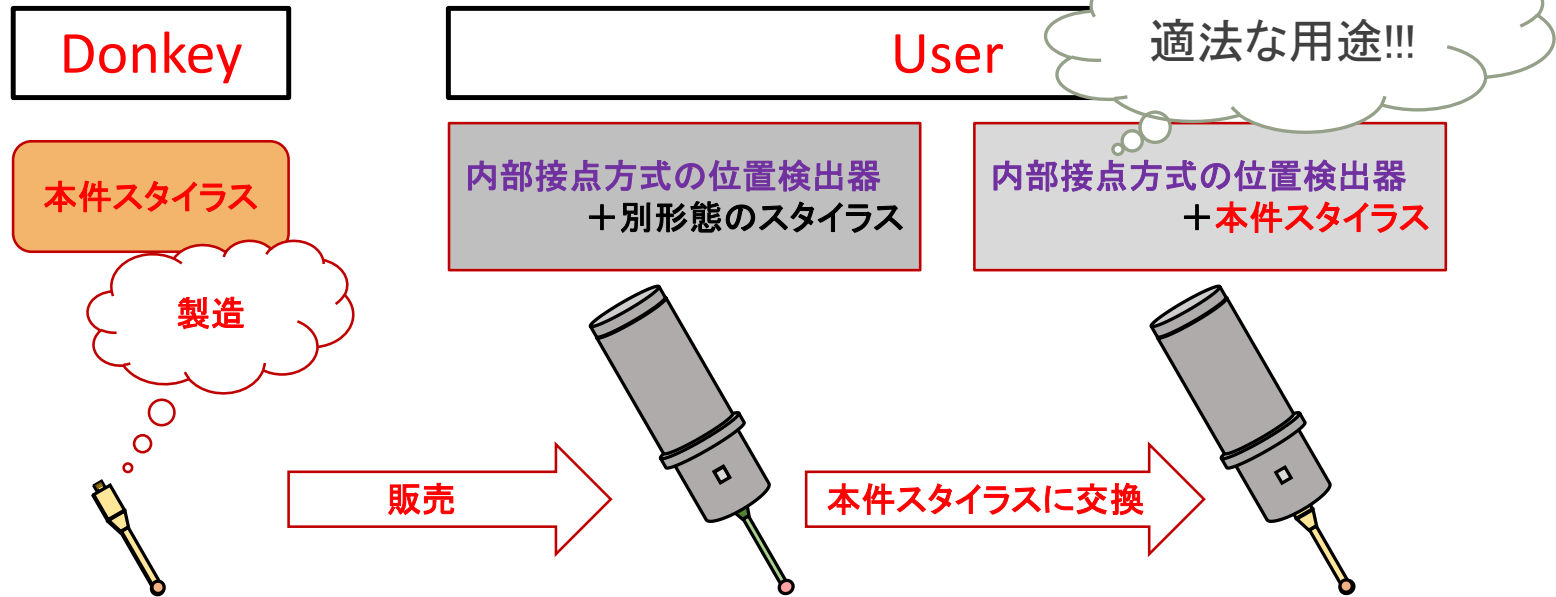
本件位置検出器は，本件発明による「課題の解決に不可欠なもの」(特許法101条2号)ではない

【理由】

- ✓ 本件位置検出器は，それ自体としてスタイラスが被加工物等との当接離隔を繰り返すことによる摩耗や変形，磁性化による測定誤差が発生することを防止するものとはいえない
- ✓ 本件発明の特徴的技術手段を特徴付けている特有の構成を直接もたらず特徴的な部品は，本件スタイラスのみであって，本件位置検出器ではない

3. 差止めの必要性について 被告の主張

- ✓ 本件スタイラス及び本件位置検出器の製造販売の差止請求は認められるべきではない
- ✓ 本件スタイラスを内部接点方式の位置検出器に取り付けて使用するという適法な用途が存在する



- ✓ 公知の構成を有するに過ぎない本件位置検出器の製造販売が制限されるべき理由もない

○ 質疑応答

- **質問1 – 内部接点方式の位置検出器に本件スタイラスを用いることについて**

○ 質疑応答

- 質問1－内部接点方式の位置検出器に本件スタイラスを用いることについて
- 質問2－**通電方式とスタイラスの非磁性化との関係について**

○ その後の手続

和解期日
2021年9月27日

和解協議

和解打切り

SCENE 2

第3回口頭弁論期日

2021年10月20日

—判決言渡—

判決言渡し

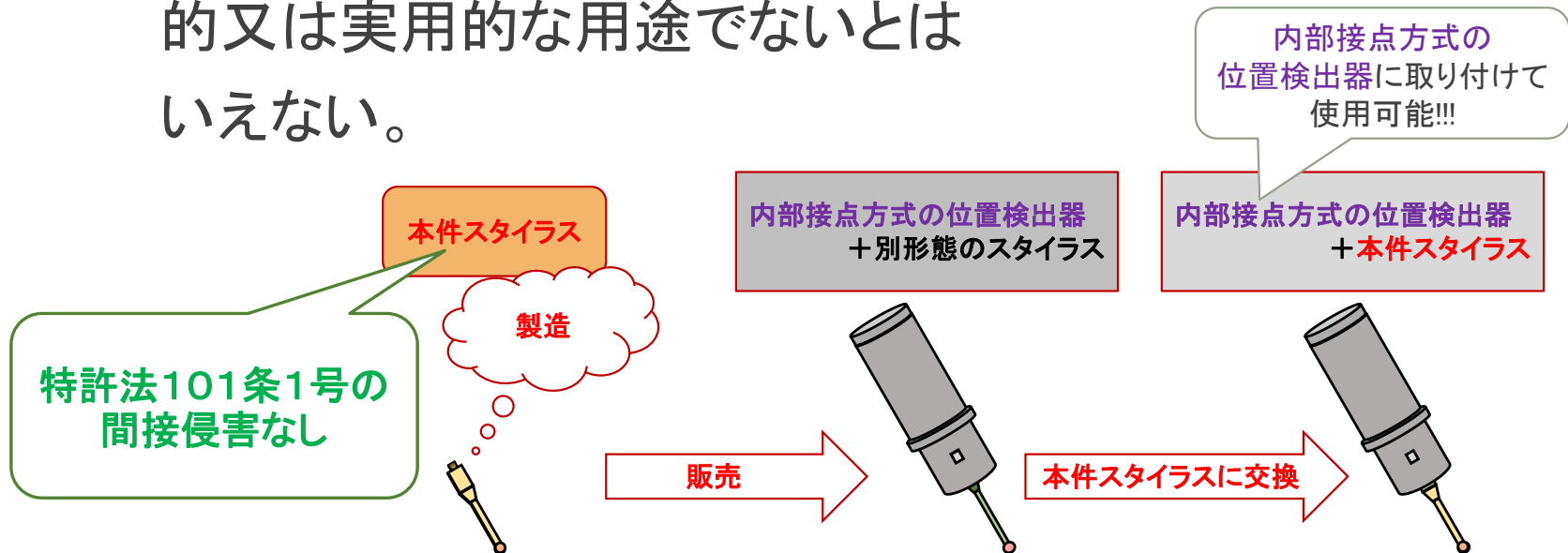
● 主文

1. 被告は、本件スタイラスを製造し、又は販売してはならない。
2. 原告のその余の請求を棄却する。
3. 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告の、その余を原告の各負担とする。
4. この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

理由の要旨

(スタイラスについての間接侵害の成否)

- 本件スタイラスを内部接点方式の位置検出器に取り付けて使用することは、摩耗や変形による測定誤差が生じること
を防止するという効果を生じさせるから、経済的、商業
的又は実用的な用途でないとは
いえない。



理由の要旨

(スタイラスについての間接侵害の成否)

- 本件スタイラスは、被告の製造に係る位置検出器に取り付けることしかできない特注品であるから、「日本国内において広く一般に流通しているもの」に当たらない。
- 本件スタイラスは、本件発明による「課題の解決に不可欠なもの」といえる。
- 原告から通知を受けたことにより、本件スタイラスが本件発明の実施に用いられるものである蓋然性が高い状況にあることを認識したものと認められる。

特許法101条2号の
間接侵害あり

本件スタイラス



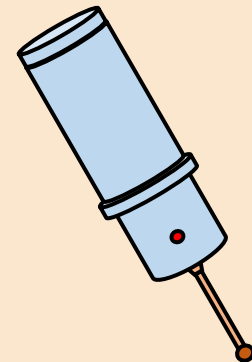
理由の要旨

(位置検出器【 α 形態】)についての間接侵害の成否)

- 本件発明は、通電方式の位置検出器において、そのスタイラスの接触部をタングステンカーバイドとニッケルの結合剤とを含有する非磁性材で形成された構成を採用したものであるところ、本件位置検出器本体は、上記構成からなる本件スタイラスとは別個の独立の部材であるから、本件発明による「課題の解決に必要不可欠なもの」に該当しない。

特許法101条2号の
間接侵害なし

本件位置検出器【 α 形態】



理由の要旨

(差止めの必要性)

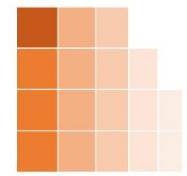
- 本件スタイラスの譲渡等により本件特許権侵害が惹起される蓋然性が高い状況が現に存在することが認められることからすると、本件特許権の侵害行為の停止又は予防のために、本件スタイラスの製造及び販売を差し止める必要性がある。

製造及び販売を差し止める
必要性あり

本件スタイラス



ありがとうございました



IPHC